

大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱

(設置)

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災からの復旧・復興対策の県議会としての一元化を図るとともに被災地域や県民生活の再生に向けた活動策について調査検討を行うため、宮城県議会に「大震災復旧・復興対策調査特別委員会」を置く。

(構成)

第二条 委員会は、委員十五人をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(付議事件)

第三条 東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施策について

(期間)

第四条 設置の日から議会が調査終了の議決をするまで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。